

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年三月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年二月二十日北海道知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

北海道 上川郡 北町 三番地

学校法人 上川学園

清算人 谷越 一仁

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年六月十九日福島地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

福島県 二本松市 油井字 桑原 九九番地

清算法人 長谷寺

清算人 井上 航

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年六月三十日をもって、医療法第五十五条第一項第五号の定めにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

埼玉県 久喜市 久喜中央二丁目七番二〇号

医療法人社団 ユーアイエヌリー会

清算人 鈴木 健夫

解散公告 (第三回)

当組合は、令和八年七月十七日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

静岡県 袋井市 国本 八四一番地

袋井市土橋土地画整理組合

代表清算人 大庭 哲夫

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年六月八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

愛知県 名古屋市中区 雪見町一丁目六番地

神ながら教千種教会

清算人 今井田志津子

解散公告 (第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府 東大阪市 旭町三番四号

医療法人 山下 歯科

清算人 山下 早苗

解散公告 (第三回)

当土地改良区は、令和八年五月二十七日鳥取県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

鳥取県 岩美郡 岩美町 大字 浦富 六七五番地一

岩美土地改良区

代表清算人 亀井 勲

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年五月二十五日開催の教会総会の決議により令和八年五月二十日島根県知事の許可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

島根県 出雲市 多伎町 久村二九八番地の一

宗教法人 日本ナザレン教団 久村教会

清算人 中出 潤一

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年六月五日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

熊本市 玉名市 玉名二〇七九番地

職業訓練法人 玉名職業訓練運営会

清算人 上嶋 秀徳

第二十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
資産の部
負債及び正味財産の部
正味財産の部
負債及び正味財産の部
令和八年七月二十三日

資産の部 二八、九一九、七〇三
負債及び正味財産の部 一六、四〇四、五四二
正味財産の部 一二、五一五、一六一
負債及び正味財産の部 二八、九一九、七〇三
令和八年七月二十三日
東京都新宿区 西新宿四丁目三番四号
特定非営利活動法人 日本地主家主協会
理事長 手塚 康弘

令和七年度決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
資産の部
流動資産
固定資産
資産合計
負債及び正味財産の部
流動負債
固定負債
指定正味財産
一般正味財産
負債及び正味財産合計
令和八年六月二十六日

令和八年三月三十一日現在
(単位 千円)
流動資産 二一、三四六
固定資産 六、九一六、四四四
資産合計 六、九三七、七八九
負債及び正味財産の部 一一、五九八
流動負債 一一、七四〇
固定負債 二一、七四〇
指定正味財産 三三八、五二七
一般正味財産 六、五一四、九二五
負債及び正味財産合計 六、九三七、七八九
令和八年六月二十六日
東京都港区 北青山二丁目五番一号
公益財団法人 伊藤忠記念財団
代表理事 鈴木 善久
本籍 北海道 上川郡 美瑛町 丸山二丁目九番、最後の住所 北海道 砂川市 東一条南九丁目一番一五一一二号
被相続人 亡 田野中 駿
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

北海道 旭川市 三条通 九丁目五五一番地二
旭川総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 青山 和志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 青森県 青森市 幸畑五丁目一一番 最後の住所 青森県 青森市 幸畑五丁目一一番 幸畑第五団地
被相続人 亡 畠山 光生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

青森市 新町二丁目八番二六号 青森県 火災共済会館 四階 岩谷法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 貴大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍 岩手県 花巻市 東和町 南川目六区一五〇番地 最後の住所 岩手県 花巻市 東和町 南川目六区一五〇番地
被相続人 亡 菅原 睦和
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十三日

岩手県 遠野市 材木町 一番二五号 レジデンス SY二〇三
相続財産清算人 司法書士 田端 裕子

第3期決算公告

令和八年七月二十三日
大阪市 北区 梅田一丁目二番二-200号

Austability株式会社

代表取締役 リチャード・チャールズ・アコット

貸借対照表の要旨

(令和7年12月31日現在) (単位: 千円)

科	目	金額
資産の部	流動資産	51,071,407
	合計	51,479
純資産の部	流動負債	143,600
	合計	△92,120
負債及び純資産の部	流動負債	10,000
	合計	△102,120
純資産の部	流動負債	△102,120
	合計	(41,033)
負債及び純資産の部	流動負債	△102,120
	合計	51,479